

平成 23 年 10 月 28 日

担当課	財政課
内線電話	2171～2176
直通電話	095-895-2171
担当者名	濱里、浦

平成 24 年度長崎県予算編成方針（ポイント）

予算編成の背景

1 平成 24 年度の国の予算の動向

平成 24 年度予算について、政府は、「概算要求組替え基準」を定め、「東日本大震災」、「世界的な金融経済危機」、そして「財政」といった現下の諸課題の解決に向けた取組を両立させるため、「中期財政フレーム(平成 24 年度～26 年度)」を前提に、ムダづかいの根絶や不要不急な事務事業の徹底的な見直しを通じ歳出全般にわたる改革に全力を挙げ、それにより確保された財源を用いて必要性や効果のより高い政策への重点配分(「日本再生重点化措置」の設定)を行うこととしている。

国の概算要求における地方一般財源総額については、平成 23 年度に引き続き、社会保障関係費の増嵩分が反映される一方で他の行政経費が圧縮されるなどにより、実質的に平成 23 年度を下回らない水準とされており、地方財政への影響については、今後、国の動向を注視していく必要がある。

2 本県の財政状況と平成 24 年度以降の収支見通し

「三位一体の改革」に伴う地方交付税等の大幅な削減に対応するため、収支改善対策・行財政改革プラン・収支構造改革に着手し、平成 22 年度までに約 861 億円の収支改善を達成した。今年度からは、平成 27 年度までの 5 ヶ年間で約 135 億円の収支改善を目標とする「新」行財政改革プランに取り組んでいる。

また、国に対し、地方交付税の拡充等を強力に要請した結果、地方交付税の特別枠が継続されたことなどから、中期財政見通しにおいては、当面、財源調整のための基金の枯渇は回避される見通し。

一方、県民の雇用・所得環境は依然として厳しさが続き、県税収入の動向は予断を許さない状況であり、今後、社会保障関係費や公債費の増嵩が見込まれる中、将来にわたり持続可能な財政の健全性を維持するため、自主財源の確保につながる施策を推進するとともに、人件費や公債費の抑制等の行財政改革を着実に実施することにより、引き続き、更なる収支改善に努めていくことが必要。

平成24年度当初予算編成の基本姿勢

「長崎県総合計画」に掲げる「人が輝く長崎県」、「産業が輝く長崎県」、「地域が輝く長崎県」の3つの基本理念を予算編成の柱とし、施策の展開に当たっては、この基本理念の実現に向け、総合計画に掲げる10の政策に一層の重点化を図る。

なお、要求に当たっては、地域現場が抱える様々な課題の把握に努めるとともに、県民所得の向上を始めとした県政の諸課題と正面から向き合うことにより、それら課題の解決を図り、県民に具体的な成果をお示しできるよう、積極的な施策の構築を図る。

また、「長崎県総合計画」に掲げる政策横断プロジェクトには、特に優先的に取り組むとともに、職員の総合力を十分に発揮しながら、各部局間の横断的な政策展開を図る。

さらに、現下の厳しい雇用情勢を踏まえ、雇用確保に繋がる事業への積極的な取組を図る。

切れ目のない行財政改革を推進するための予算編成に当たっての留意事項

国や地方の財政を取り巻く状況が厳しい中、県民ニーズに的確に対応した効率的で質の高い行政サービスを提供するためには、将来にわたって安定的な行財政運営を実施できる体制を構築する必要があり、各部局においては、「新」行財政改革プランの基本方針を踏まえ、収支改善の着実な実施を図る。

その際、職員一人ひとりが地域経営の責任者という自覚を持ち、自らが地域の実態を把握し、諸課題を迅速に解決する施策を積極的に提案し、県民とともに実践し、具体的な成果を地域へ還元していくことが求められる。

また、住民、企業、NPO等地域を形成する構成員においても、自身が地域の担い手として政策の立案、実現に積極的に参加することが重要となるため、民間団体等との協働をより一層推進する必要がある。

さらに、今後、基礎自治体である市町の役割がさらに大きくなっていくことから、市町と県との連携強化を図っていく必要がある。

以上の基本的な考え方を踏まえ、具体的には次に掲げる事項に特に留意する。

1 事務の選択と集中

2 事務事業の見直し

3 内部管理の一層の適正化

4 ファシリティマネジメントの推進

5 歳入の確保

6 協働による県民の県政への参画

7 県民ニーズに的確に対応できる組織・職員づくり

8 基礎自治体の重視

平成24年度予算要求枠の設定

1 各部局へ枠配分する経費

(1) 枠配分経費

人件費・扶助費等の義務的経費などを除く、前年度枠内経費の一定割合を枠として配分し、各部局の予算編成方針に基づき、枠の範囲内で要求。

【枠配分予定額】

枠配分経費を「経常的経費」と「政策的経費」に区分

経常的経費

- ・単独維持補修 概ね前年同額程度
- ・非常勤嘱託等経費 //
- ・固定的経費 97%以内（特定事業及び事務費の一部を除く）
- ・その他経費 95%以内

政策的経費 概ね90%以内

「新」行財政改革プランにおいて見直しを行った事業費については、枠配分予定額から追加して除くこと。

単独維持補修事業については、長期的な維持補修計画・方針を策定すること。また、民間との協働について積極的に検討すること。

業務の廃止・縮減等により、人件費（教職員・警察官除く）の見直しが図られる場合については、別途新行政推進室を含めて協議のうえ、当該経費相当額（一般財源ベース）を追加配分。

制度等の見直しによる除外経費の減額等については、別途協議のうえ当該経費の1/2を追加配分。

事務費の節減努力による加算枠

印刷製本費等の発注方法の見直しなどにより、事務費を節減した場合においては、別途協議のうえ、当該節減額の1/2を追加配分。

(2) 枠内普通建設単独事業 97%以内

対象：県負担額かつ一般財源。23年度当初予算をベース。

事業主体を県から合併新市町に移行し、合併特例債を活用することにより、県・市町ともに実負担を縮減できる事業は、市町の財政力等を勘案し、別途協議のうえ、上記の事業費に加算できる。

(3) 公共事業費（継足補助含む） 前年同額

対象：県負担額かつ一般財源。23年度当初予算をベース。

2 こぎ出せ！長崎枠

県政の課題と正面から向き合い、課題解決に向けた施策に取り組むため、「こぎ出せ！長崎枠」を新設

- 従来の施策を見直し、本県の将来を見据えた創造的な試みであって、
- ・生産性の向上
 - ・雇用の確保
 - ・交流人口の拡大等
- に繋がる波及効果の大きい事業
- については、別途協議のうえ所要額の要求を認める。

3 総合計画推進枠

各部局ごとに、次のとおり総合計画推進枠を設ける。

新規・拡充事業に限定

【一般財源ベース】

24年度枠配分額（政策的経費）から、各部局において
独自に見直した額

前年度枠内経費（政策的経費）の10%以上を見直し、
見直し部分のうち5%分は義務的見直しとし、5%を
超える部分の見直し額を独自見直し額とする。

× 1.5

4 大型事業枠

上記の枠で対応が真に困難と認められるものについては、別途協議のうえ要求を別枠で認める。

その他

平成24年度当初予算要求状況について、予算編成の前倒しにおける検討結果を踏まえた「長崎県重点戦略（案）」とあわせて公表を行うこととしている。

平成24年度予算要求のイメージ

区 分		要求の考え方	
除外経費	< 義務的な経費 > 【例】 ・介護保険法定給付負担金 ・国保基盤安定負担金 ・福祉医療費助成費 ・公債費等 < 投資的経費 > 【例(年度間の変動が大きい事業)】 ・普通建設補助(非公共・ダム) ・国直轄負担金、災害復旧	所要額を要求	
	大型事業枠	一時的に多額の経費を要する大型事業 (国体、工業団地造成経費等)	
	こぎ出せ！長崎枠【新設】 従来の方策を見直し、本県の将来を見据えた創造的な試み	所要額を要求	
	総合計画推進枠	独自見直し額(枠配分経費) × 1.5 (新規・拡充事業が対象)	
枠内経費	公共(ダム除く)	前年同額	
	枠内普通建設単独	対前年度 3%	
	枠配分経費	・単独維持補修等	前年同額
		・固定的経費(庁舎管理費等)	対前年度 3%(一部を除く)
		・その他経費	対前年度 5%
・政策的経費	対前年度 10%以上		

除外経費の制度等
の見直し

政策的経費の
積極的な見直し

減額分の1/2
を追加配分

23年度予算における
事務費の節減

5%分は義務的見直し

5%以上

10%以上

5%

3%

3%

↑

↑

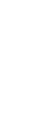
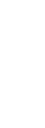
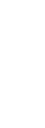
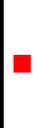
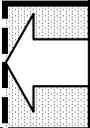
↑

↑

↑

↑

↑



平成 24 年度長崎県予算編成方針

予算編成の背景

1 平成 24 年度の国の予算の動向

平成 24 年度予算について、政府は、「概算要求組替え基準」を定め、「東日本大震災」、「世界的な金融経済危機」、そして「財政」といった現下の諸課題の解決に向けた取組を両立させるため、「中期財政フレーム(平成 24 年度～26 年度)」を前提に、ムダづかいの根絶や不要不急な事務事業の徹底的な見直しを通じ歳出全般にわたる改革に全力を挙げ、それにより確保された財源を用いて必要性や効果のより高い政策への重点配分(「**日本再生重点化措置**」の設定)を行うこととしている。

また、「概算要求組替え基準」では、平成 23 年度当初予算と同様、「中期財政フレーム」の「歳出の大枠」(約 71 兆円)を堅持するとともに、地方交付税交付金等については、地方一般財源総額を平成 23 年度と同水準を確保するとした「中期財政フレーム」との整合性に留意するとしている。

しかしながら、国の概算要求における地方一般財源総額については、平成 23 年度に引き続き、社会保障関係費の増高分が反映される一方で他の行政経費が圧縮されるなどにより、実質的に平成 23 年度を下回らない水準とされており、地方財政への影響については、今後、国の動向を注視していく必要がある。

2 本県の財政状況と平成 24 年度以降の収支見通し

本県財政は、歳入全体に占める県税等の自主財源の割合が約 33%と低く、脆弱な財政構造であり、地方交付税や国庫支出金、地方交付税措置のある県債を有効に活用しながら財政運営を行ってきた。

しかしながら、「三位一体の改革」に伴う地方交付税等の大幅な削減により、本県の財政は大きな影響を受けたことから、職員数の削減や給与構造改革による給料表水準の引き下げなど、平成 22 年度までに合わせて約 789 億円の収支改善を目標とする収支改善対策、行財政改革プラン及び収支構造改革に取り組み、約 861 億円の収支改善を達成した。また、今年度からは、平成 27 年度までの 5 カ年間で約 135 億円の収支改善を目標とする長崎県「新」行財政改革プランに取り組み、財政の健全化に努めているところである。

また、国に対し、地方交付税の拡充等を強力に要請した結果、地方交付税の特別枠が継続されたことなどから、今後 5 年間の中期財政見通しにおいては、当面、財源調整のための基金の枯渇は回避される見通しである。

一方、県民の雇用・所得環境は依然として厳しさが続く中、県税収入の動向は予断を許さない状況であり、今後、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）や介護保険等に係る社会保障関係費や公債費の増嵩が見込まれる中、将来にわたり持続可能な財政の健全性を維持するため、自主財源の確保につながる施策を積極的に推進するとともに、人件費や公債費の抑制等の行財政改革を着実に実施することにより、引き続き、更なる収支改善に努めていく必要がある。

〔参考〕平成22年度決算見込み

主な歳入の状況

	歳入構成比	前年度比
・ 県 税	13.2%	6.3%
・ 地方交付税	29.4%	3.5%
（臨時財政対策債含む）	37.2%	7.5%
・ 国庫支出金	17.1%	26.3%
・ 県 債	17.7%	2.1%
（借換債除く）	15.0%	1.9%

県民1人当たり県税（普通会計）

・ 本 県 76,881円（全国平均129,932円 46位）

歳出のうち義務的経費の構成比（普通会計）

・ 本 県 46.9%（全国平均 44.2% 25位）

平成22年度末県債残高

・ 1兆1,656億円

全国平均、順位は平成21年度

平成24年度当初予算編成の基本姿勢

このような状況を踏まえ、「人が輝く、産業が輝く、地域が輝く長崎県づくり」の実現を目指す「長崎県総合計画」に基づき、積極的な施策の展開を図るので、予算要求に当たって十分留意願いたい。

「長崎県総合計画」に掲げる、

1. 人が輝く長崎県
2. 産業が輝く長崎県
3. 地域が輝く長崎県

の3つの基本理念を予算編成の柱として、施策の展開に当たっては、この基本理念の実現に向けて、次に掲げる10の政策に一層の重点化を図られたい。

1. 未来を託す子どもたちを育む
2. 一人ひとりをきめ細かく支える
3. 人を育てる、人を活かす

- 4．力強く豊かな農林水産業を育てる
- 5．次代を担う産業と働く場を生み育てる
- 6．地域の魅力を磨き上げ人を呼び集める
- 7．アジアと世界の活力を呼び込む
- 8．「地域発の地域づくり」を進める
- 9．安全・安心で快適な地域をつくる
- 10．地域づくりを支えるネットワークをつくる

なお、要求に当たっては、地域現場が抱える様々な課題の把握に努めるとともに、県民所得の向上を始めとした県政の課題と正面から向き合うことにより、それら課題の解決を図り、県民に具体的な成果をお示しできるよう、積極的な施策の構築を図られたい。

また、「長崎県総合計画」に掲げる政策横断プロジェクト（「しまは日本の宝」戦略、アジア・国際戦略、ナガサキ・グリーンニューディール）には、特に優先的に取り組むとともに、職員の総合力を十分に発揮しながら、各部局間の横断的な政策展開を図られたい。

さらに、現下の厳しい雇用情勢を踏まえ、雇用確保に繋がる事業への積極的な取組を図られたい。

切れ目のない行財政改革を推進するための予算編成に当たって

の留意事項

国や地方の財政を取り巻く状況が厳しい中、県民ニーズに的確に対応した効率的で質の高い行政サービスを提供するためには、将来にわたって安定的な行財政運営を実施できる体制を構築する必要がある。

その際、職員一人ひとりが地域経営の責任者という自覚を持ち、自らが地域の実態を把握し、諸課題を迅速に解決する施策を積極的に提案し、県民とともに実践し、具体的な成果を地域へ還元していくことが求められる。

また、住民、企業、NPO等地域を形成する構成員においても、自身が地域の担い手として政策の立案、実現に積極的に参加し、自立型社会の一員という考えを持つことが重要となり、県としては、民間団体等の自立を促すとともに、そうした民間団体等との協働をより一層推進する必要がある。

さらに、今後、基礎自治体である市町の役割が更に大きくなっていくことから、これまで以上に市町の自立的・意欲的な取組への支援に努めるとともに、市町と県との連携強化を図っていく必要がある。

先に策定した中期財政見通しでは、「新」行財政改革プランの着実な実施が前提となっており、収支改善の目標額については、あらゆる工夫や手法を検討し、平成24年度当初予算においても確実に達成するよう徹底すること。

また、未利用地の売却や有効活用、内部管理経費の削減など計画の前倒しが可能なものについては、前倒しに積極的に取り組むこと。

以上の基本的な考え方を踏まえ、具体的には次に掲げる事項に特に留意すること。

1 事務の選択と集中

(1) 既存事業の見直し

既存事業については、政策評価の結果などに基づき、必要性、事業効果等についてゼロベースから厳しく見直し、既にその役割を終えたと思われる事業については廃止するとともに、時限的事業で平成23年度に期限の到来した事業については、終了すること。

新たな事業は、部局内での事業の優先順位を付けた上で、原則として既存事業の見直しの範囲内で行うこと。

(2) 政策評価の有効活用等

政策選択のための重要な手段として政策評価制度を更に有効に活用し、県民に対する行政の説明責任の徹底と県民の視点に立った成果重視の行政への転換を図り、県民本位の効率的で質の高い行政を推進する必要がある。

特に、県民に対し、どのような成果をもたらすことができたのかという視点に立って、施策や事業の検証を行い、その結果を県民に示すとともに、検証結果や県民からの意見(平成21年度に実施された県政アンケート調査の結果を含む。)定期監査及び決算審査特別委員会における指摘等に基づいて、施策や事業の改善・見直しを行い予算に反映させること。

2 事務事業の見直し

(1) 県単独補助事業の見直し

県単独補助負担金・交付金については、県の財政関与の必要性、支援方法の妥当性等について検討するとともに、補助効果が最大限発揮されるよう施策の重点化や時代の変化に対応した見直しを行い、全体としてはスクラップ・アンド・ビルドの徹底により積極的に見直しを図ること。

奨励的な目的が薄れたもの、補助効果が乏しいものなど存続する意義が失われたものは廃止・縮小すること。

事務手続を簡素化し、補助事業者の自主性を尊重する観点から、同一目的あるいは類似の補助金は統合メニュー化すること。

市町に対する県単独事業補助金についても徹底した見直しを行い、なお存続させる場合、交付金化など市町が使いやすいような工夫を行うこと。

国庫補助の継足補助金については、県の財政関与の必要性、支援方法の妥当性等を十分検討し、より生産性や所得の向上などに直接つながる事業に重点化すること。

各種団体への運営費補助については、団体の自立に向けての意識改革を促し、漸減方式の導入を検討すること。

原則として、1件100万円未満の零細補助金については、廃止を含め見直しを行うこと。

特に、地区別に組織されている複数の団体等に対して定例的に支出するような定額補助金やこれに類する少額補助金などは、その効果を十分検証し、見直しを図ること。

(2) 普通建設単独事業の見直し

普通建設単独事業については、公共事業への振り替えや国庫補助制度の活用等を検討するなど事業費の節減に積極的に取り組むこと。

(3) 貸付金の見直し

貸付金の予算額については、貸付実績に見合うものとし、県の財政的関与の必要性、貸付効果、金融機関との融資比率等について検討するとともに、金融情勢や経済情勢等の変化に対応しながら、全体としては、徹底したスクラップ・アンド・ビルドにより見直しを図ること。

また、三セク等県関係機関に対する一時貸付金（短期貸付）を実施する場合、財務処理の適正化の観点から、原則一会計年度内に償還が実施されること。

(4) 委託事業について（外部委託の推進等）

各種調査事業等の企画・立案など、県本来の機能と考えられる部門は強化する一方で、「民間でできる分野は民間に委ねる」ことを基本として、これまでの外部化の成果と問題点を検証したうえで、県業務を点検しながら、民間活力を活用した方がより効果的・効率的な業務は外部への委託を一層推進すること。

一方、現に委託している業務についても、県が自ら実施する場合と比較し、効率性、有益性等が真に高いものであるか十分検証し、委託の必要性を改めて検討すること。

また、補助事業と委託事業との区分が不明瞭なケースが見受けられるとの指摘もあることから、既存事業も含めて、事業主体の検討（県なのか外部団体なのか）等について再度見直しを実施すること。

(5) 契約方法の見直し

随意契約については、透明性・公平性の確保を図るとともに、競争性の発揮により経費の節減を図るよう積極的な見直しを願いたいこと。

特に、委託契約については、業務の特殊性等から随意契約としている例が多く見受けられるが、随意契約の理由、妥当性を十分検証すること。

また、契約方法（競争入札、プロポーザル等）についても、費用面・効果面等からどのような方法が最も適当か検証を行うとともに、予定価格の基礎となる予算要求時の見積もりについても適正かどうかの確認を十分行うこと。

さらに、委任契約における「請負」と「委任」の区分が明確となっていないとの指摘もあることから、どちらの方法が業務の目的などから適正かどうかの確認を十分行うこと。

3 内部管理の一層の適正化

(1) 事務費の措置

不適切な物品調達問題に係る再発防止策の徹底を図るとともに、再発防止策を踏まえた予算とすること。

なお、それぞれの課・室の運営費を他所属に頼らずに自立した運営ができるよう事務費予算について一定の基準を設けるとともに、事務費の節減努力による加算枠を設

けるので、予算要求に当たり留意すること。

(2) 複数年契約の検討

OA機器賃貸借契約、コピー機に関する複写サービス、庁舎の清掃・警備委託等の複数年契約については、引き続き実施・検討し、手続きの簡素化や契約額の抑制などによるコスト削減に取り組まれないこと。

また、リースによる場合と購入する場合との経費面での比較検討を実施し、コスト低減につながる契約方法の検討を行うこと。

(3) 環境方針への配慮

深刻化する地球温暖化等の環境対策の一環として、環境物品等調達方針を尊重し、グリーン購入の推進、ペーパーレス化の推進等について予算要求段階から配慮すること。

4 ファシリティマネジメントの推進

(1) 施設整備等

施設・設備の整備（新設、増設、改築等）については、県民サービスの向上及び安全性の確保等の見地から、緊急性の高いものから採択することとするが、その規模、内容等は将来の財政負担も十分考慮し、適切なものとする。

また、これまで整備してきた施設・設備については、今後、更新の時期を迎えていくことになるため、維持補修による延命化や計画的な整備によりトータルコストの縮減及び事業費の平準化を図っていくことを検討すること。

5 歳入の確保

(1) 自主財源の確保

未利用資産の売却促進や有効活用などについて引き続き取り組むとともに、県の広報媒体を活用した広告収入など、様々な工夫や手法を用いた新たな自主財源の確保対策について積極的に検討願いたいこと。

(2) 使用料・手数料の適正化

受益者負担の原則に立ち、別途通知する改定方針に従って適切な改定を実施すること。

6 協働による県民の県政への参画

(1) NPO等との協働の推進

NPO等との更なる協働を促進することとし、事業の企画段階からNPO等が参画する仕組み（男女参画・県民協働課所管）を積極的に活用するなど協働事業分野の拡大を進めるとともに、事業の一部にボランティア活動を取り入れることなどについても十分検討すること。

(2) 県有施設の管理運営

公の施設の管理について、指定管理者制度導入済みの施設の実績を検証するとともに、県の負担額については、債務負担行為の範囲内で、真に必要な経費を精査し、極力抑制を図ること。

なお、現在、県が直営で管理している施設についても、引き続き導入について検討を行うこと。

県有施設については、利用方法の改善によって良質なサービスの提供に努めるとともに、その管理運営方法については、直営と外部委託の場合における効率性、費用対効果、サービス水準等を総合的に比較し、外部への委託を検討すること。

また、目的に応じた効用が発揮されているかどうかを評価し、県有施設としての存続又は移管を含めた在り方を検討すること。

各種設備の保守管理委託について、契約のあり方、委託料の見直しを行うこと。

(3) 県出資団体等の見直し

県出資団体等に対する出資、補助、貸付又は事業の委託等については、当該団体の業務内容及び経営状況等を十分勘案し、公共性や公益性の観点から、その必要性を精査した上で最小限のものに限定し、可能な限り自立した組織づくりを進めていくこと。

また、業務量の減少などの情勢の変化が見受けられる団体については、そうした状況を踏まえて更なる見直しを検討すること。特に、累積欠損金を抱えるなど経営上問題を有する団体については、抜本的な対策の検討を行うこと。

7 県民ニーズに的確に対応できる組織・職員づくり

(1) 組織改正・人員配置

組織の改廃、人員配置の変更等については、県民サービスの維持・向上に努めつつ、事業の見直しや外部化・IT化の推進による事務の効率化を積極的に進めることとし、新行政推進室と十分協議してその了解を得ること。

8 基礎自治体の重視

(1) 国及び市町事業との調整

国庫補助事業と類似の事業については、補助事業の活用を図り、事業対象、補助率等について再検討すること。

市町村合併により、新市町の規模や権限、行財政基盤が拡大・強化したことを踏まえ、県と市町の適切な役割分担のもと、市町の真の自立と自主性の発揮につながるよう、本来市町で行うべき事業、市町で実施した方が効果が上がると思われる事業等については、市町事業とし、旧来の考え方を単に踏襲することなく積極的な見直しを行うこと。

地域における課題解決や地域の活性化を図るため、市町と県で政策面での連携強化をこれまで以上に図るとともに、効率的な事業構築の観点から産業・経済圏が重複する隣接県との連携強化を検討すること。

市町等に新たな財政負担を生じるなど、他の団体と調整を要する事業については、事前に十分検討してその実施に支障のないよう努めること。

予算要求枠の設定

平成24年度予算要求額は年間所要額とし、先に「平成24年度予算要求ガイドラインについて」で示したとおり、次の予算要求枠を設ける。

また、国庫補助負担金や地方債については、「その他の留意事項」を参考にするとともに、その他の特定財源の充当についても、原則として平成23年度当初予算におけるルールの範囲内とすること。

1 各部局へ枠配分する経費

(1) 枠配分経費

人件費・扶助費等の義務的経費などを除く、前年度枠内経費の一定割合を枠として配分し、各部局の予算編成方針に基づき、枠の範囲内で要求。

【枠配分予定額】

枠配分経費を「経常的経費」と「政策的経費」に区分

経常的経費

- ・単独維持補修 概ね前年同額程度
- ・非常勤嘱託等経費 ”
- ・固定的経費 97%以内
(但し、特定事業及び事務費の一部を除く)
- ・その他経費 95%以内

政策的経費 概ね90%以内

「新」行財政改革プランにおいて見直しを行った事業費については、枠配分予定額から追加して除くこと。

単独維持補修事業については、長期的な維持補修計画・方針を策定すること。また、民間との協働について積極的に検討すること。

業務の廃止・縮減等により、人件費(教職員・警察官除く)の見直しが図られる場合については、別途新行政推進室を含めて協議のうえ、当該経費相当額(一般財源ベース)を追加配分。

制度等の見直しによる除外経費の減額等については、別途協議のうえ当該経費の1/2を追加配分。

事務費の節減努力による加算枠

印刷製本費等の発注方法の見直しなどにより、事務費を節減した場合においては、別途協議のうえ、当該節減額の1/2を追加配分。

(2) 枠内普通建設単独事業 97%以内

対象：県負担額かつ一般財源。23年度当初予算をベース。

事業主体を県から合併新市町に移行し、合併特例債を活用することにより、県・市町ともに実負担を縮減できる事業は、市町の財政力等を勘案し、別途協議のうえ、上記の事業費に加算できる。

(3) 公共事業費(継足補助含む) 前年同額

対象：県負担額かつ一般財源。23年度当初予算をベース。

2 こぎ出せ！長崎枠

県政の課題と正面から向き合い、課題解決に向けた施策に取り組むため、
「こぎ出せ！長崎枠」を新設

従来の施策を見直し、本県の将来を見据えた創造的な試みであって、

- ・生産性の向上
 - ・雇用の確保
 - ・交流人口の拡大等
- に繋がる波及効果の大きい事業

については、別途協議のうえ所要額の要求を認める。

3 総合計画推進枠

各部局ごとに、次のとおり総合計画推進枠を設ける。

新規・拡充事業に限定

【一般財源ベース】

24年度枠配分額(政策的経費)から、各部局において独自に見直した額
前年度枠内経費(政策的経費)の10%以上を見直し、見直し部分のうち $\times 1.5$
5%分は義務的見直しとし、5%を超える部分の見直し額を独自見直し額

追加枠配分経費を含め、23年度当初予算枠内経費(政策的経費)を基礎として、
総合計画推進枠を活用できること。

4 大型事業枠

上記の枠で対応が真に困難と認められるものについては、別途協議のうえ要求を別枠
で認める。

5 除外経費

財政課との協議により、次に掲げる経費として整理したものについては、以上の予算
要求枠の対象外とする。

- (1) 職員給与費、退職手当、恩給費、執行機関等委員報酬
- (2) 公債費
- (3) 扶助費(国庫補助事業のみ)
- (4) 不動産投資償還金
- (5) 県税関係清(精)算金、交付金、還付金
- (6) 過年度貸付分利子補給
- (7) 普通建設補助事業(非公共・ダム事業)、災害復旧費、国直轄事業負担金
- (8) 準義務的経費
- (9) 特別会計繰出金
- (10) 特定施設整備経費、特定施策経費

(11) 特定管理経費

(注)要求に当たっては、次の事項に留意すること。

積極的に部局間の連携を図ること。

新規事業1件につき、廃止事業が1件以上あること。

新規・拡充事業については、部局内で優先順位を付けること。

その他の留意事項

1 国庫補助(負担)事業の取扱い等

国の予算の動向に十分に留意し、補助対象事業の範囲、補助率等を確認するとともに、特に次の点に留意すること。

(1) 超過負担のある事業については、国に対し強くその是正を求めること。

また、国は地方への関与の縮減を進めることとしているが、それによって新たな超過負担が生じることのないよう補助制度の改正の動きに十分留意すること。

(2) 国において既存の国庫補助(負担)事業が廃止・縮小された場合には、国庫補助(負担)金に替わる地方財政措置が明らかなものを除いて、原則として県事業も廃止・縮小すること。特に継続する必要があるものは、その必要性等を十分検討したうえで対処すること。

(3) 社会保障・税一体改革や子ども・子育て支援施策の制度設計などの大幅な制度変更が検討されているものや、「地域自主戦略交付金」などの制度創設間もないものについては、特に国の動向を注視し、情報収集に努めるとともに、必要に応じ、本県の主張を的確に国等に伝えること。

(4) 国庫補助事業については、法令を遵守し適正な執行を求められており、予算要求の段階から、国庫補助の対象経費の範囲については十分留意すること。

特に、事務費に関する国庫補助対象範囲については、会計検査院の指摘内容等を十分に確認すること。

(5) 本県の施策をより効率的に推進するため、各府省の予算や地方財政対策の動向を注視し、有利な財政制度の積極的な活用を図ること。

2 県債の取扱い

県債の充当率は、基本的に平成23年度と同様にすること。ただし、行政改革推進債については、予算要求に当たって財源充当しないこと。

なお、地方財政対策の決定状況により、充当率が変更されることもあるので、関係課においては、財政課からの今後の通知に十分留意すること。

3 職員給与費その他

(1) 職員給与費については、財政課において別途積算し指示するので、予算要求は不要であること。

(2)次に掲げる各種事業については、それぞれ関係課と調整を図った上で要求すること。

(事業項目)

- ・ 各種調査事業
- ・ 広報を中心とした事業 (I T 利用含む)
- ・ 国際交流事業
- ・ 新規システム開発事業
- ・ N P O 等との協働事業
- ・ 団塊世代対策関連事業

(関係課)

- 政策企画課
- 広報広聴課
- 国際課
- 情報政策課
- 男女参画・県民協働課
- 長寿社会課

(3)自動車の購入については、所属に配車されている全自動車の運行状況及び必要性について十分検討を行うこと。

なお、組織の改廃その他の見直しに伴い、自動車の余剰が発生した場合などにあつては、その所管替え等により対応するものであること。

(4)会議等連絡費については、各所属において予算要求は不要であること。

4 予算要求状況の公表

平成24年度当初予算要求状況について、予算編成の前倒しにおける検討結果を踏まえた「長崎県重点戦略(案)」とあわせて公表を行うこととしているので留意願いたいこと。

(以 上)